

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 104 条第 1 号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 19 年 9 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
角浜加入区	あわびをとる漁業
川尻浜加入区	あわびをとる漁業
種市加入区	あわびをとる漁業
鹿糠浜加入区	あわびをとる漁業
玉川浜加入区	あわびをとる漁業
戸類家加入区	あわびをとる漁業
宿戸加入区	あわびをとる漁業
八木加入区	あわびをとる漁業
有家浜加入区	あわびをとる漁業
中野加入区	あわびをとる漁業
小子内浜加入区	あわびをとる漁業
侍浜加入区	あわびをとる漁業
南侍浜加入区	あわびをとる漁業
二子加入区	あわびをとる漁業
大尻浜加入区	あわびをとる漁業
小袖加入区	あわびをとる漁業
久喜加入区	あわびをとる漁業
野田加入区	あわびをとる漁業
玉川加入区	あわびをとる漁業
普代村加入区	あわびをとる漁業
羅賀加入区	あわびをとる漁業
島越加入区	あわびをとる漁業
小本浜加入区	あわびをとる漁業
田老町加入区	あわびをとる漁業
宮古加入区	あわびをとる漁業
重茂加入区	あわびをとる漁業
大沢加入区	あわびをとる漁業
大浦加入区	あわびをとる漁業
吉里吉里加入区	あわびをとる漁業
大槌加入区	あわびをとる漁業
鵜片浦加入区	あわびをとる漁業
箱崎加入区	あわびをとる漁業
東部白浜加入区	あわびをとる漁業
両石加入区	あわびをとる漁業

釜石加入区	あわびをとる漁業
平田加入区	あわびをとる漁業
白浜浦加入区	あわびをとる漁業
唐丹町加入区	あわびをとる漁業
吉浜加入区	あわびをとる漁業
越喜来加入区	あわびをとる漁業
綾里加入区	あわびをとる漁業
赤崎加入区	あわびをとる漁業
末崎加入区	あわびをとる漁業
広田町加入区	あわびをとる漁業
米崎町加入区	あわびをとる漁業
気仙町加入区	あわびをとる漁業